

主税局都民の声窓口寄せられた都民の声(令和3年7月分)

◆受付件数と区分

(単位:件)

| 提言 | 意見 | 苦情 | 要望 | 相談 | 問合せ | その他 | 合計 |
|----|----|----|----|----|-------|-----|-------|
| 0 | 2 | 7 | 2 | 1 | 2,754 | 5 | 2,771 |

※上記区分の定義

提言 : 施策の未実施や不十分さ等について、新たな施策の実施や既存の施策の改善策を具体的に提示し、その実施を求めるもの。

意見 : 施策や職員の行為についての激励・感謝、評論・感想等で、一般的な都政や知事発言等に対する賛否や批判を含むもの。

苦情 : 施策の実施または未実施等に伴う被害等の不都合や職員の対応への不満を申し立てるもの。また、その是正、補償、陳謝等の救済を求めるもの。

要望 : 施策の未実施や不十分さ等について改善を求めるもので、改善の方法等について言及されていないか、あるいは抽象的なもの。

相談 : 困りごとについて判断の指針や助言、またはそのために必要な情報や対話を通じて求めるもの。

問合せ : 施設の所在地、事務所の所管部署、施策の内容や手続など知りたい点を明示して尋ねるもの。

その他 : 都政運営とは直接関係のない事象に関する苦情・要望・提言・意見で、趣旨等不明の訴え等を含むもの。

※件数には、一般的な税務相談の件数も含まれています。

◆寄せられた都民の声と都の対応事例(令和3年7月分)

▶(都民の声)宿泊税について教えてほしい。

(回答)都内の旅館・ホテルに宿泊する方に課税される法定外目的税で、平成14年10月から実施されています。税額は以下のとおり計算します。

【税額】

宿泊数×税率

【税率】

| 宿泊料金(1人1泊) | 税率 |
|---------------------|------|
| 10,000円以上 15,000円未満 | 100円 |
| 15,000円以上 | 200円 |

※宿泊料金が1人1泊10,000円未満の宿泊には課税されません。

※宿泊料金とは、食事料金などを含まない、いわゆる素泊まりの料金をいいます。

なお、東京都では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等に伴って令和3年9月30日まで宿泊税の課税を停止しておりますが、令和3年10月1日より再開となります。

詳しくは以下のURLをご覧ください。

トップページ <税金の種類> <宿泊税>

<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kazei/shuk.html>

▶ **(都民の声) 地方税共通納税システム(eLTAX電子納税)について教えてほしい。**

(回答) 地方税共通納税システムとはeLTAXを通じて電子申告を行った下記税目について、すべての都道府県、区市町村へ、自宅や職場のパソコンから一括で電子納税ができる仕組みです(見込・みなし納付の場合は、電子申告する前に電子納税を行うことができます。)

【納付できる税目】

法人の都民税、法人の事業税、特別法人事業税、地方法人特別税、事業所税

※都民税利子割・都民税配当割・都民税株式等譲渡所得割について、令和3年10月1日より納入が可能となる予定です。

【納付方法】

- ・ダイレクト納付
- ・インターネットバンキング等

詳しくは以下のURLをご覧ください。

<税金の支払い>

https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/common/tozei_nouzei.html#L15